

外国出願補助金 よくある質問

令和3年4月14日版

公益財団法人京都産業21

外国出願補助金で、申請者からよくいただく質問をまとめてみました。

<申請要件・対象>

Q1 申請資格でいうところの中小企業の定義とは、どのようなものですか？

A. 下記表に該当する事業者（中小企業支援法第2条に規定された要件を満たす者）で、大企業が実質的に経営に参画していない者（みなし大企業でない者）です。

業種	資本金の額及び従業員の数
① ゴム製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下又は900人以下
② 旅館業	5,000万円以下又は200人以下
③ 製造業、建設業、運輸業、 ソフトウェア業又は情報処理サービス業、 その他の業種（④～⑥を除く）	3億円以下又は300人以下
④ 卸売業	1億円以下又は100人以下
⑤ サービス業	5,000万円以下又は100人以下
⑥ 小売業	5,000万円以下又は50人以下

本補助金の「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者となります。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。
- ・資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等
- ・間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる。

（※）大企業とは上記以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合。

詳しくは下記中小企業庁のサイトをご参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

Q2 個人事業主でも申請できますか？

A. できます。

ただし、国内外を問わず、事業を行っていることが条件です。

Q3 (独)日本貿易振興機構（ジェトロ）でも同じ補助金を実施していると聞きました。同一内容の外国出願をジェトロにも申請することはできますか？

A. できません。

同一の内容で同一出願国の場合は、京都産業21（以下「当財団」という。）又はジェトロのいずれかに申請してください。

ただし、当財団で不採択が確定した後であれば、同一内容であってもジェトロに申請することはできます。

注) 京都の場合、ジェトロの他に公益財団法人京都高度技術研究所（以下「ASTEM」という。）でも申請できます。その場合、京都市内に本社を有して事業を実施している中小企業者に限ります。

Q4 同一内容の案件のうち、違う国への出願であれば、ジェトロへ申請できますか？

A. できます。

その場合は、必ず「申請書（様式第1-1又は1-2）」の「16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無」の欄に、詳細をご記入ください。また、同一内容の申請にかかる補助金の上限額は、当財団とジェトロ両団体からの補助金の合計額であり、各種別上限額は以下の通りです。

特許：150万円、実用新案・意匠・商標：それぞれ60万円、冒認対策商標：30万円

なお、同言語で他国への出願で流用できる翻訳費などを重複して補助を受けることはできません。

注) 京都の場合、ジェトロの他にASTEMでも申請できます。その場合、京都市内に本社を有して事業を実施している中小企業者に限ります。

Q5 国内代理人に依頼せず、自ら現地代理人に依頼して外国出願をする場合でも、申請することはできますか？

A. できます。

ただし、申請者自身で必要な書類の提出ができることが条件です。

＜補助対象となる出願（全般）＞

Q6 一社で複数の外国出願（特許・実用新案・意匠・商標）を申請することはできますか？

A. できます。

ただし、1 申請者当たりの補助金の上限額は、当財団及びジェトロ、A S T E M の補助金の合計が 3 0 0 万円です。

その限度額以内であれば、複数の申請をすることが可能です。

Q 7 日本特許庁に出願していない特許について、外国でのみ出願を考えています。この外国への特許出願に要した費用について補助を受けることができますか？

A. できません。

本補助金は、申請時に日本国特許庁に行っている出願（（P C T 出願を含む）以下「国内基礎出願」という）をもとに行う外国出願（特許・実用新案・意匠・商標）について補助するものです。したがって国内基礎出願のない案件については、補助対象外となります。必ず日本国特許庁への出願後に申請してください。

ただし、ハーグ出願については、国内基礎出願がない場合でも補助対象となる場合があります。詳しくは、Q 1 9. ハーグ出願とは何ですか？をご覧ください。

Q 8 パリ条約上の優先権を主張せずに外国出願する案件は、本事業の補助対象となりますか？

A. 「特許・実用新案・意匠」の場合は、優先権を主張しない出願（ダイレクト P C T、ハーグ出願を除く）は、国内出願が原因となって新規性を喪失し、権利取得の可能性が否定される可能性があるため、補助対象とすることはできません。「商標」については上記の懸念がないことから、優先権主張を伴わない出願であっても、補助対象となります。ただし、国内基礎出願と同じ範囲内に限ります。

Q 9 すでに外国特許庁への出願が完了しています。この案件について申請できますか？

A. できません。採択決定前に出願（国内移行）が完了している案件は補助対象外です。

本補助金に申請していただき、審査を経て、必ず採択決定後に出願の手続きをしてください。

Q 10 以前に外国特許庁へ出願した案件で、他の国への出願を考えています。この案件を申請することはできますか？

A. できます。

また、本補助金で補助を受けたことにある案件でも、年度が違えば、再度申請することができます。

ただし、商標権以外は採択日以降に、出願できるだけ優先権主張期間が残っていることが必要です。

Q 11 欧州特許庁や欧州連合知的財産庁への出願案件は本事業の補助対象となりますか？

A. 補助対象です。

欧州特許庁又は欧州連合知的財産庁（旧称：欧州共同体商標意匠庁）への出願手続についても、1 国に対す

る出願と同趣旨ですので補助対象となります。ただし、欧州特許庁から各加盟国への移行手続は登録査定後に行われますので、出願後に発生する費用となるため補助対象にはなりません。

Q12 基礎となる国内出願の名義は社長個人となっています。中小企業者名義で外国出願を行う予定ですが、本事業の補助対象となりますか？また、国内出願の名義を中小企業者名義に変更する必要がありますか？

A. 申請は可能です。

ただし、本補助金は中小企業支援ですので、国内基礎出願と予定している外国出願が、共に申請者である中小企業者の名義であることが必要です。そのため、審査委員会開催前までに、国内基礎出願の名義を申請者の中小企業者に名義変更してください。

Q13 他社と共同で外国出願する案件は、本補助金の補助対象となりますか？

A. 補助対象です。

ただし、その外国出願に関する中小企業者の持分比率に応じた費用のみが補助対象となります。そのため、共同出願の場合は、国内基礎出願及び外国出願のそれぞれにおける持分割合の明記がある契約書等を、申請時の添付書類として提出してください。

注) 持分比率で留意すること

・基礎となる国内出願に係る持分比率ではありません。外国出願をする際の権利の持分比率であり、その比率を証明する両社の契約書・覚書等の提出が必要です。

・補助率は「権利の持ち分」か「費用負担割合」のいずれか低い方となります。

<補助対象となる出願（特許）>

Q14 国内基礎出願を補正して外国に出願しようと考えています。本補助金の補助対象となりますか？

A. 場合によっては補助対象です。

外国での権利化をより確実にするために必要な補正（国際調査報告書及び見解書で指摘された拒絶の理由等を解消するための補正、各国の制度上必要な補正等）については認めております。その場合は必ず申請書の「8. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容」欄に補正を必要とする理由等を記載し、補正案又は外国特許庁への出願案を添付してください。審査会で補正の範囲、妥当性等を審査し、補正が必要と判断されれば補助対象になります。

なお、申請書に記載以外の補正は原則認められません。採択後やむを得ず補正をしなければならない場合は、計画変更による当財団の承認が必要です。必ず補正を行う前に当財団にご連絡ください。採択後の補正とならないように申請する前の段階で、代理人等と相談し補正内容について十分にご検討ください。

Q15 日本に基礎出願のない、PCT 国際出願（いわゆるダイレクト PCT）も申請できますか？

A. 申請可能です。

ただし、以下の案件に限ります。

- ・日本特許庁を受理官庁として PCT 国際出願を完了している案件（この場合必ず日本を指定締約国に指定し、移行期限内に日本へ国内移行する必要があります。また、日本への移行費用は補助対象になりません。）

Q16 特許審査ハイウェイ（P P H）を利用して外国出願する案件は、本補助金の補助対象となりますか？

A. 補助対象です。

P P Hの申請を出願と同時に(同日)に行うのであれば、P P H申請にかかる費用（代理人費用含む）についても補助対象経費となります。

＜補助対象となる出願（商標）＞

Q17 日本では漢字またはひらがなの文字商標で登録していますが、外国ではアルファベットによる読みを併記した形で出願したいと考えています。申請は可能ですか？

A. 可能です。

原則として国内基礎出願と同一内容の出願が補助対象となります。しかしながら、優先権主張を伴わない商標の直接出願に限り、出願国での使用形態等に応じたやむを得ない変更について、その必要性が認められる場合は、「同一内容」の範囲として認めることがあります。

申請書の「8. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容」欄に変更を必要とする理由等を記載するとともに外国出願を予定する商標（案）を提出してください。また、変更、変形して外国出願する商標についての出願国での商標先行登録調査が必要です。

審査で「同一内容」の範囲でありやむを得ない変更と認められた場合、補助対象となります。

なお、採択後の変更は原則認められません。採択後やむを得ず変更しなければならない場合は、当財団の承認が必要です。必ず変更を行う前に当財団にご連絡ください。採択後の変更とならないように申請する前の段階で、代理人等と出願内容について十分にご検討ください。

Q18 冒認対策商標とは何ですか？

A. 本補助金では、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜き差し（先取り）出願」を冒認出願、その対策を目的として外国へ出願する商標を「冒認対策商標」と定義付けしています。なお、冒認対策商標で申請する場合、冒認対策の意思があればよく、出願国での具体的な事業計画は必要ありません。

<補助対象となる出願（意匠）>

Q19 ハーグ出願とは何ですか？

A. ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願（ハーグ出願）は、一つの国際出願手続により国際登録簿に国際登録を受けることによって、複数の指定締約国における保護を一括で可能とするものです。制度の詳細については、下記特許庁 HP をご覧ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/index.html>

本補助金においては、国内基礎出願がなくても、申請前にハーグ出願を予定しており、かつ出願時に日本国を指定締約国として指定することを条件に補助対象としております。

その場合、申請書「間接補助金交付申請書（実施要領様式第1-1）」の「6. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容」欄には何も記入せず、「8. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容」欄にこれから予定している出願について記入し、当該出願予定の意匠に関する図面等を添付してください。また、必ず、移行期限内に日本へ国内移行してください。（日本への移行費用は補助対象になりません。）

<補助対象経費>

Q20 補助対象経費としてどこまでが認められるのでしょうか？

A. 基本的な考え方として、外国特許庁に出願するために要した経費が対象となります。

■外国特許庁へ支払う費用：

・外国特許庁へ支払う出願料と、同時（同日）に支払う費用（出願費用、審査請求費用、PPH費用、IDS費用等）

■国内外の代理人手数料（代理人は国内1か所、現地<出願国> 1か所です）

- ・出願手数料：ただし、優先権証明書取寄手数料(日本国特許庁に支払う印紙代)は対象外です。
- ・補正手数料：ただし、事前に補正内容等を申請書に記載していない場合には、対象外となることがあります。
- ・出願国の制度上出願に必要であることが認められる経費(公証人証明申請費用、委任状作成費用等)
- ・銀行送金料・送金手数料：ただし、複数回の銀行送金を行った場合、必要性が認められなければ初回のみが対象となります。また、本事業に無関係な案件と共に銀行送金をした場合、送金手数料は対象外となる場合があります。

*本補助金は、原則代理人は国内1か所、現地<出願国> 1か所としています。不要な仲介代理人手数料は認められません。（例：国内代理人が直接現地代理人に依頼せず、第3国等の代理人を経由して出願する場合、その第3国等の代理人の費用等）

しかし、何らかの事情で、1カ国に出願に対し、複数の代理人費用が発生する場合（例：ベトナムへの出願を、タイの代理人を経由して行いたい）は、見積もりに合わせて、その理由や費用対効果の説明を添付して

ください。なお、すべてが認められるわけではありません。

■翻訳代

- ・外国出願に関する書類の翻訳のみが補助対象となります。現地代理人とのレターの翻訳、請求書の翻訳等、外国出願に直接必要としない書類の翻訳は対象外となります。

<補助対象費用>

経 費 区 分	内 容
外国特許庁等への 納付手数料	・出願国への出願手数料（パリルート等で出願した当該外国の出願手数料） ・P C T国際出願に係る各指定国への国内移行時の手数料（日本国移行に係る費用は除く） ・W I P O（ハーグ・マドプロ出願の場合）への出願手数料 ・外国特許庁へ出願料と<u>同時に支払うことの出来る費用</u>（審査請求料・優先権主張料・補正料・出願維持年金など）
代理人費用	・上記外国出願に係る国内代理人費用 ・同現地代理人費用 ・振込手数料・送金手数料及び振込みに要する費用 ・出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明書申請費用、委任状作成費用等）
翻訳費用	・翻訳に要する費用 （「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を請求書等に明示すること）

【補助対象外経費の例】	
対象外経費	・先行技術調査に係る費用 ・本補助金の申請書作成に係わる代理人費用 ・国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等 ・一度外国特許庁に出願料を支払った後に、追加的に外国特許庁や国内外代理人に支払った費用（出願後の自発の補正・中間手続きにかかる経費（出願と同日の手続きではない審査請求料・登録料・維持年金・手数料など） ・P C T国際出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料） ・日本国特許庁に支払う印紙代（マドプロ、優先権主張に係る費用）

*本表は一例を記載しております。確定時に精査し金額を決定いたします。

*補助対象となる経費は採択決定後に発注した費用であり、外国出願に係る費用に限られます。

Q21 採択決定前に要した経費は補助対象となりますか？

A. 対象ではありません。

採択決定後に行った外国出願に要する経費のみが対象です。

そのため、申請書の作成に要する費用（先行技術調査等）は補助対象外となります。

また、採択前に着手している費用（例：既に翻訳を依頼している）も、補助対象外となります。

必ず出願に関する手続きは採択決定後に着手してください。

Q22 外国商標の先行登録調査費用や、特許・意匠・実用新案の先行技術調査は補助対象経費ですか？

A. 本補助金では、選定要件として、先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこととしています。そのため 先行登録調査や先行技術調査は申請前に行うこととなります。従って、本事業は採択決定後に発生する費用を補助対象としているため、採択前に発生する調査費用等は補助対象外です。

Q23 PCT国際出願に要する経費に関して、具体的な補助対象経費とは何ですか？

A. PCT国際出願の場合は、各国への移行に要する費用のみが補助対象となります。

国際段階の手数料（出願手数料、取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料等）は補助対象ではありませんが、特許庁では中小企業等を対象に国際出願に係る手数料の1/2に相当する額を交付する措置を行っています。是非ご活用ください。

【国際出願促進交付金】

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html

Q24 見積書の時点で設定したレートより、実際に出願した際のレートが上がったため、交付決定金額を超えてしまった場合、どうなるのですか？差額がプラスされて支払われるのでしょうか？

A. 差額をお支払いすることはできません。交付決定額が補助上限額となります。

レートの上昇により実際にかかった費用が増えた場合においても、交付決定額以上をお支払いすることはできませんので、見積り時には、為替変動を想定したレート設定をすることをお勧めします。

<その他申請について>

Q25 商標出願申請について、8.申請時提出書類（2）添付書類⑧の「先行登録調査の結果」は、どのようなものを提出すればいいのですか？

A. 選任弁理士（選任代理人）と必要な調査について相談の上で、最低限の調査として、TMviewやJ-PlatPatを使用した先行登録調査の検索結果を提出してください。

審査において適正な評価を受けられるように、TMviewやJ-PlatPatに加え、出願国での調査結果（ASEAN-TMview、国際機関や主な出願予定国における無料データベースによる検索結果）を添付することをおすすめします。

例えば、以下の無料検索サイトが利用可能です。

- ASEAN-TMview
<http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>
- 世界知的所有権機関（WIPO）「Global Brand Database」
<http://www.wipo.int/branddb/en/>
- 米国特許商標庁（USPTO）の商標検索サイト
<http://tmsearch.uspto.gov/>
- 中国国家工商行政管理総局商標局（SAIC）の中国商標網
<http://sbj.cnipa.gov.cn/sbcx/>

◎外国における無料データベースの種類や使用方法等で不明点がある場合には

特許庁では、中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付けてサービスを提供する「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置しています。

外国における無料データベースの種類や使用方法等で不明点がある場合には各都道府県所在の「知財総合支援窓口」をご活用ください。

＜知財総合支援窓口＞

<http://chizai-portal.jp/index.html>

全国共通ナビダイヤル 0570-082100

全国 47 都道府県に設置されたお近くの窓口につながります。

Q26 申請しようと思う特許出願に係る事業について、投資会社による評価を受けました。申請書類に「任意」として提出した方がいいですか？

A. 評価者が評価分野において知見のある第三者であれば、当該評価者による評価書は審査時の参考資料となるため、提出することをお勧めします。

＜採択後のスケジュール＞

Q27 外国出願はいつまでに完了すればいいですか？

A. *事業完了期限は2021年12月20日（月）まで、
実績報告書の提出期限は、2022年1月20日（木）までです。

実績報告書提出までに全ての費用の支払いを完了する必要があり、提出書類には、外国特許庁からの受領書

や、現地代理人からの書類等も必要になりますので、早目の出願完了をおすすめします。

また、上記期限の前であっても、全ての費用の支払いを完了したら、支払日より30日以内に速やかに実績報告書を提出してください。

***事業完了とは、外国出願が完了し、国内代理人から請求書を受領、それに基づき国内代理人に支払った時点となります。12月20日送金の場合は、国内代理人に当日中に入金される必要があります。翌21日以降の入金の場合は補助対象になりません。**

Q28 外国出願が完了する前に補助金を受け取ることはできますか？

A. できません。

外国出願にかかる費用の全額を支払った後、支払った事実が証明できる書類と共に実績報告書等を提出していただきます。提出書類を元に当財団で交付額を決定し、補助金をお支払いすることになります。

Q29 補助金はいつ頃受け取ることができますか？

A. 2月中～3月頃を目処にお支払いいたします。

<留意事項>

Q30 採択後、申請書に記載した出願内容を変更して外国出願してもよいのでしょうか？

A. 原則できません。

申請書に記載の内容を元に、権利取得の可能性を審査し、採択を決定しています。審査を行っていない事案については補助対象とすることはできません。

ただし、外国出願を行ううえで、出願内容を変更することが望ましいと思われる場合には、変更を認める場合もあります。

従って、採択後、変更の必要が出た場合には、その変更を行う前に、必ず当財団までご連絡のうえ、承認をうけた後に変更するようにしてください。また、採択後の変更とならないよう、申請段階で、選任弁理士と出願内容について十分に相談し、外国出願内容を申請書に正確に記載してください。

また、出願内容以外でも、申請書の内容を変更する場合（住所変更、選任代理人の変更、出願国を減らす等）も、当財団までご連絡いただき、必ず承認をうけてください。

<申請から補助金支払いまでの流れ>

令和3年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業の場合：2次公募

年間スケジュール	
7月19日頃	HP等による公募告知
7月27日～	申請書類受付開始（～8月5日17:00締め切り）
8月27日	審査委員会開催予定
9月初旬	採否決定通知
12月20日	外国出願、実績報告書関連書類の収集、実績報告書提出
1月20日*	「実績報告書」提出最終締め切り
～3月中	補助金振込

*令和3年12月20日に事業完了（国内代理人に支払い完了）した場合、30日後の令和4年1月20日（木）17:00までに提出してください。